

～飼料とペットフードの安全性確保の取組その1～

－関連法規の概要とFAMICの役割－

このシリーズでは「飼料とペットフードの安全性確保の取組」について今号から3回の連載記事でご紹介させていただきます。

～飼料安全法～

飼料安全法とは「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の略称です。

飼料とは？

人間の食物となる畜産物及び水産物等の基となる家畜・養殖魚等に対して栄養を提供するため与えられるもの

飼料安全法は「飼料の品質改善に関する法律」の法律名で昭和28年4月11日に公布されました。当時悪質な飼料の横行があり、ふすま、魚粉、油かすなど農林大臣（当時）が指定する一定の飼料について品質を保持し公正な取引の確保を行うことを主な目的として制定されました。さらに、畜産物の需要と生産の拡大に伴い昭和50年に大規模な改正が行われ、法律名も「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」となり、食品の安全性の観点から飼料と飼料添加物の安全性を確保するための規定等が付け加えられました。

飼料添加物とは？

飼料の栄養成分の補助等の目的で使用される農林水産大臣が指定したビタミン、ミネラル、抗菌性物質等（157種類）

その後、牛海綿状脳症（BSE）発生防止対応、特定飼料等製造業者登録制度等が追加され現在に至っています。

－飼料等の安全性確保のためにFAMICが行う業務－

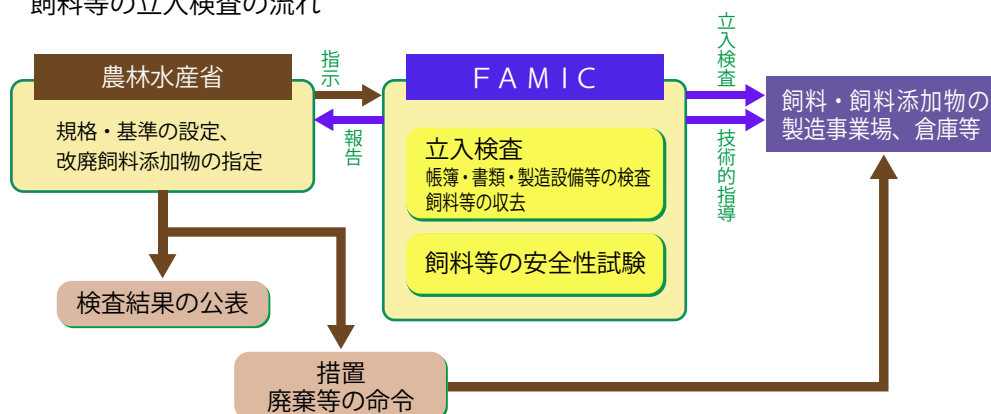
1 飼料及び飼料添加物の立入検査

飼料及び飼料添加物が規格基準どおり製造されていることを確認するため、FAMICは農林水産大臣の指示により製造事業場等に立ち入り、製造に関する記録類の検査、分析鑑定に必要な飼料等の収去（分析検査用の飼料等を採用すること）を行っています。収去した飼料等は飼料添加物や有害物質の検査を行い、結果を農林水産大臣に報告し、公表しています。分析結果が基準等に抵触した場合、農林水産省の指示のもとで、回収・廃棄や技術的助言等を行います。

2 特定添加物の検定に関する業務

飼料添加物のうち抗生物質は、特定添加物として定められ、国内で販売するには法律で定められた検定に合格することが必要です。FAMICでは、この検定の申請の受付、試験

飼料等の立入検査の流れ



品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っています。なお、法律の定めた適正な製造基準に適合し、農林水産大臣の登録を受けた事業場は、検定を受けずに特定添加物を販売することが可能です。FAMICでは製造業者等からの申請を受け、事業場の適正な製造基準への適合確認を行っています。

3 常用標準品の配付

分析機関及び製造業者等からの申請に応じ、特定添加物の分析（力価試験）に必要な常用標準品（標準となる物質）の配付を行っています。

4 BSEに関する製造事業場の確認検査

FAMICでは農林水産大臣の指示等に基づきBSEの発生・拡散を防止するため、肉骨粉等を含む飼料の製造、輸入及び出荷にあたって安全性確認検査を行い、反すう動物由来の肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止しています。

5 飼料製造管理者届の受付

製造にあたり特別の注意を必要とする飼料等（抗菌性のある飼料添加物等を加えた配合飼料や飼料添加物）を製造する場合、事業場毎の飼料製造管理者の設置と農林水産大臣への届出が必要です。FAMICではこの届出の受付を行っています。

配合飼料とは？

2種類以上の飼料原料を、目的の家畜に対して十分な栄養を供給できるように、一定の割合で混合、調整したもの

6 抗菌剤GMPの適合状況確認検査

抗菌性飼料添加物を加えた配合飼料等を適正に製造するための製造管理や品質管理に関するガイドライン（抗菌剤GMP）が規定されています。FAMICでは製造業者からの申請を受けて、抗菌剤GMPの適合状況確認検査を実施しています。この検査結果が適正であれば、抗菌剤GMPに適合していることを示す確認証が発行されます。

7 輸出飼料の依頼検査

日本国内で製造される飼料を外国へ輸出

する際、輸出先国の法的規制により、その飼料の含有成分及び製造管理体制等に一定の証明が求められる場合があります。

FAMICでは、輸出用飼料製造業者からの依頼を受け輸出飼料の含有成分及び製造管理体制等について検査を行い、結果を依頼した業者に報告しています。

～ペットフード安全法～



ペットフード安全法とは「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」の略称です。ペットフード安全法の対象は、犬と猫の飼料で、動物用医薬品以外のものです。平成19年3月に米国においてメラミンが混入したペットフードが原因で犬や猫に健康被害が多数発生し、さらに同年6月にメラミン混入のおそれのあるペットフードが我が国に輸出されていたことが判明しました。これを受けて平成20年6月18日に公布されました。

～ペットフードの安全性確保のためにFAMICが行う業務～

ペットフードの立入検査

FAMICは、農林水産大臣の指示により、ペットフードの製造業者、輸入業者に立ち入り、帳簿や表示等の検査、さらに分析に必要なペットフードの集取を行っています。集取したペットフードについて、有害物質等の検査を行い、その結果を農林水産大臣に報告し、公表しています。分析結果が基準等に抵触した場合、農林水産省の指示のもとで、技術的助言等を行います。

各種FAMICの役割についてはホームページ（<http://www.famic.go.jp/ffis>）でもご覧いただけます。

参考文献：「飼料安全法の解説」

（株）大成出版2004

なお、今回は飼料、ペットフード等の機器分析についてご紹介します。